

2022年11月24日

各位

会社名 株式会社オルトプラス
代表者名 代表取締役 CEO 石井 武
(コード番号：3672 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 高橋有理可
(Tel. 050-5306-8453)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2022年11月24日）開催の取締役会において、2022年12月22日開催予定の第13回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、速やかな意思決定と業務執行を行うことで企業価値の更なる向上に取り組むことを目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたします。委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会における監査・監督機能を強化します。

これにともない、監査等委員会及び監査等委員である取締役に係る規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除、取締役への権限委譲に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会について

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（2021年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会の開催が可能となったことを踏まえ、当社としては感染症の拡大や社会全体のデジタル化の進展等を鑑み、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の利益に資すると考え、現行定款の変更を行うものであります。なお、当該変更の対象である定款第12条第2項の効力は、本議案の承認に加え、当社が実施する場所の定めのない株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するものであります。

(4) 発行可能株式総数の変更

昨今の厳しい経営環境において、資金調達が必要となる場合に当社がこれを機動的に実施することができるようにするための準備の一環として、現行定款に定める発行可能株式総数を24,000,000株から40,000,000株に変更するものであります。

(5) 上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は<u>24,000,000株</u>とする。</p>	<p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は<u>40,000,000株</u>とする。</p>
<p>第12条（招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。 (新設)</p>	<p>第12条（招集） 1. 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。 2. 当社の株主総会は、<u>場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第18条（電子提供措置等）</u> 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第19条（員数） 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p>第19条（員数） 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は7名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>
<p>第20条（選任方法） 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. ～3.（条文省略）</p>	<p>第20条（選任方法） 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2. ～3.（現行どおり）</p>
<p>第21条（任期） 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第21条（任期） 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>第23条 (代表取締役の設置)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第23条 (代表取締役の設置)</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>第25条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第25条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 (業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第27条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>	<p>第28条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
<p>第28条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第29条 (取締役会規則)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>第29条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 (員数)</p> <p>1. 当社は、監査役を置く。</p> <p>2. 当社は、監査役会を置く。</p> <p>3. 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	第 32 条 (監査等委員会の設置) 当社は、監査等委員会を置く。
第 32 条 (選任方法) 1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)
第 33 条 (任期) 1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
第 34 条 (常勤監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第 33 条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。
第 35 条 (監査役会の招集通知) 1. 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	第 34 条 (監査等委員会の招集通知) 1. 監査等委員会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
第 36 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第 35 条 (監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第 37 条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録を持って作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。	第 36 条 (監査等委員会の議事録) 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員である取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
第 38 条 (監査役会規程)	第 37 条 (監査等委員会規則)

現行定款	変更案
監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第 39 条（報酬等） 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第 40 条（監査役の実任免除） 1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、取締役会決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第 41 条～第 43 条（条文省略）	第 38 条～第 40 条（現行どおり）
第 44 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第 41 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 45 条～第 48 条（条文省略）	第 42 条～第 45 条（現行どおり）
（新設）	附則 第 1 条（監査役との責任限定契約に関する経過措置） 第 13 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前定款第 40 条第 1 項の定めるところに準じ、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。
（新設）	第 2 条（場所の定めのない株主総会に関する経過措置） 1. 変更前定款第 12 条（招集）の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生じるものとする。 2. 本条の規定は、効力発生日をもってこれを削除する。
（新設）	第 3 条（電子提供措置等に関する経過措置） 1. 変更後定款第 18 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）の施行日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」と

現行定款	変更案
	<p>いう。) から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。</p>

以上